

## 議事要旨

会合名称： 第7回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG（WG1）

開催日時： 2019年11月18日（月）16:00～19:00

議事内容：

### 1. セキュリティ検討PTの状況について

事務局から（資料7-3-1）に基づき、セキュリティ検討PTの概況について報告した。また、委員から（資料7-3-2）に基づき、セキュリティ検討PTの議論から、WG1で扱うべき論点について説明があった。

### 2. モデル契約改訂案の検討（1）

#### （1）関連資料の説明

- ・ 専門委員から（資料7-5-1, 7-5-5, 7-5-6, 7-5-7）に基づき、成果物案（解説全体、モデル契約第一版、追補版、重要事項説明書）について説明が行われた。
- ・ 専門委員から（資料7-5-3, 7-5-4）に基づき、契約不適合責任に関する取りまとめ案、条項案について説明が行われた。
- ・ 委員から（資料7-4-1）に基づき、WG1への意見（契約不適合責任の存続期間）について説明が行われた。
- ・ 委員から（資料7-4-2）に基づき、モデル契約第一版の見直し案に対する意見について説明が行われた。

#### （2）討議

関連資料の説明に対して議論が行われた。主な議論は以下。

- 第29条第2項で、従前追完義務を負わない要件の一つとなっている軽微性については改正前民法第634条第1項但し書きに沿った内容であるが、改正後には削除されているため、あえて残す必要はないのではないか。
- 確かに改正法では改正前の634条1項但し書きの内容が削除されているが、軽微でない場合に「たくさんお金がかかるから責任は免れます」というのでは、ユーザの納得を得難いのではないか。
- 第29条第2項で軽微かつ過分の費用を要する場合に免れるのは、追完義務だけであって、場合によっては損害賠償の請求はされうる。ただ実際には、軽微だがすごく費用はかかるという場合、損害はそれほど生じないので、事実上免責されるのかもしれないが、仮に「軽微」の要件を外してしまうと、追完の義務を広く免れる代わりに、よりベンダにとってハードな解除にいつてしまうのではないか。
- 契約不適合責任の検収時からの期間制限の適用を除外する要件について、当該契約不適合を検収で発見できないことについて、ユーザの無過失としてしまうと、検収を巡る様々な問題が入ってきてかえって紛争の種にならないか。
- データが溜まらないと発生しないような不具合は、過失を考えなくても、典型的に発見するのが難しいので、そういうものは過失の問題と切り分けて捉えてもよいのではないか。

- 検収は納品物の完成度を確認する重要な行為であり、ユーザ側としてはしっかりやらなければいけない行為であるにもかかわらず、なかなか十分に行われていない実態がある。
- 実務上は開発が遅れて行って、当初の検収期間が確保できなくなり、そこでできることが限られてくるということもあるところ、それをユーザ側の責任としてよいのかということもある。
- 開発が遅れてしまい、リリース予定時期までの期間が短くなってしまった場合には本来的には変更管理手続きをしっかりと行うべきである。
- 期間制限の適用の有無を性質という言葉だけで区切ってしまうと、そこに何でも入ってきてしまうのではないか。
- 検収後1年間で表出しない不具合というのも結構あるようであり、そのようなものを救済する条項は必要ではないか。
- 合理的なユーザが、合理的な期間で、合理的な手法で、検査を行ったと仮定したときに発見し得る不適合だったのかどうか、という基準は客観的に立てることができるのではないか。

以上